

平成25年9月6日

消 防 庁

「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」の公表

消防庁では、平成25年2月8日（金）に長崎県長崎市において死者5名が発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催し、認知症高齢者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられましたので公表いたします。

【認知症高齢者グループホーム等に対する主な火災対策】

1 ソフト面での対策

- (1) 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進
- (2) 効果的な訓練の実施

2 ハード面での対策

- (1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化
- (2) 防火関係規定に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底
- (3) スプリンクラー設備の設置基準の見直し

3 その他必要な対策

- (1) 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築
- (2) 利用者への情報提供

【別添資料】

「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」の概要

※[報告書全文](http://www.fdma.go.jp/)については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。



<連絡先>

消防庁予防課設備係

担当：守谷専門官、鈴木係長、尾上事務官

電話 03-5253-7523(直通)、FAX 03-5253-7533

認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書(平成25年9月)＜概要＞

1. 検討部会の目的、検討体制等

目的

長崎県長崎市における認知症高齢者グループホーム火災の教訓を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行うことを目的とする。

検討体制

部会長: 室崎益輝(ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長)

委員: 認知症施設関係者、自治体消防本部、自治体福祉部局、

学識経験者、関係省庁(国土交通省、厚生労働省)

2. 長崎市の認知症高齢者グループホーム火災の概要

建物概要

建物名称: グループホーム ベルハウス東山手

用途: 複合用途(グループホーム、事務所、共同住宅)

構造・階層: 鉄骨造一部木造・地上4階建て

延べ面積: 581.85㎡

(うち、グループホーム部分(1, 2階)は259.64㎡)

死傷者

人的被害: 死者5名、負傷者7名

(H25.2.22 消防庁調べ)

3. 認知症高齢者グループホーム等実態調査概要

調査対象: 自力避難が困難な者が入居等する施設であって、平成19年度の消防法施行令改正前にはスプリンクラー設備の設置義務がなかったもの。

主な調査事項: 施設の概要、スプリンクラー設備の設置有無 等

調査結果の概要

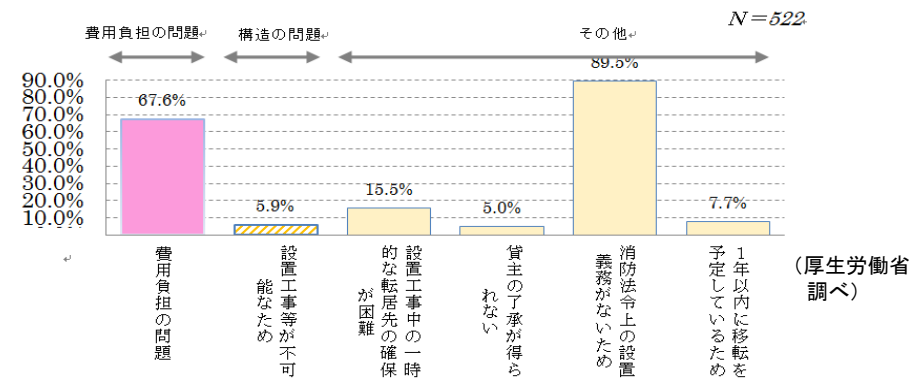
○高齢者福祉施設(275㎡未満)3,910施設のうち1,853施設(約47%)にスプリンクラー設備が設置されていた。

○特に認知症高齢者グループホーム(275㎡未満)の施設2,082施設中、1,544施設(約74%)にスプリンクラー設備が設置されていた。

○調査対象事業所でのスプリンクラー設備未設置の主な理由は、「消防法令上の設置義務がないため(89.5%)」、「費用負担の問題(67.6%)」。

(275㎡未満の施設)	施設数	スプリンクラー設備	
		設置済	設置無
施設総数	7,189	2,238 (31%)	4,951 (69%)
高齢者福祉施設	3,910	1,853 (47%)	2,057 (53%)
うち認知症高齢者グループホーム	2,082	1,544 (74%)	538 (26%)
障害者福祉施設	2,221	249 (11%)	1,972 (89%)
上記以外のもの	1,162	159 (14%)	1,003 (86%)

※ 1棟に複数の福祉施設区分が存する棟がある等の理由により、内訳の合計が施設総数とは一致しない。



4. 今後の火災対策のあり方

(1) 認知症高齢者グループホーム火災に係る課題

- ア 消防機関への通報について → 自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかった。
- イ 従業員による初期対応について → 消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が用いられなかった。
- ウ 構造上の課題について → 防火区画が建築基準に不適合であったことについて、関係行政機関間で情報が共有されておらず、改善が図られていなかった。

(2) 火災対策に係る基本的な考え方

ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）とハード面（建築構造や感知・通報・消火設備など）の対策を総合的に実施することが必要。

(3) ソフト面での対策

- ① 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進
- ② 効果的な訓練の実施

(4) ハード面での対策

- ① 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化
- ② 防火関係規定に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底
- ③ スプリンクラー設備の設置基準の見直し

(5) その他必要な対策

- ① 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築
- ② 利用者への情報提供

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

【基本的な考え方】

認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設については、原則として全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づける（面積要件275㎡→0㎡以上）。

ただし、例外として、施設の構造が、火災時に介助者による対応によって避難が有効に行われると想定されるものについては設置不要とする。

【スプリンクラー設備の設置上の課題（設置費用等）】

【国】介護基盤緊急整備等臨時特例基金の助成制度など各種制度の活用を促す必要がある。

【地方公共団体】事業者に対する啓発や各種制度の周知、関係者間の調整のほか、必要に応じて、「地域の元気づくり事業費」や「地域の元気臨時交付金」を活用した支援など、地域の実情に応じた取組を行うことが期待される。

5. 今後の進め方

(1) 検討結果の及ぶ対象 : 高齢者福祉施設以外の施設についても、別途、火災予防対策の詳細について検討をするべき。

(2) 当面の対応 : 法令上の措置が必要な対策については、早急に制度の見直し等をするべき。